

# まつえ 市議会のあらまし



(令和3年版)

松江市議会事務局 議事調査課

TEL (0852) 55-5433

FAX (0852) 55-5533

Eメール giji@city.matsue.lg.jp

ホームページ

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/gikai/>

# もくじ

ページ

● 市議会の役割	1
① 市議会とは	
② 市議会と市長	
● 市議会のしくみ	1
① 市議会議員	
② 議長と副議長	
③ 会派	
④ 議会事務局	
● 市議会のしごと	3
① 議決	
② 選挙、選任・任命同意	
③ 市政のチェック	
④ 意見書・要望書の提出と決議	
● 会議のあらまし	4
① 定例会と臨時会	
② 本会議	
③ 委員会	
④ 委員会の名称と所管事項	
⑤ 議案が成立するまで	
⑥ 議会活動	
● 市民の皆さんと市議会	11
① 請願と陳情	
② 請願・陳情審議の流れ	
③ 傍聴	
④ 議会放送	
⑤ 市議会活動の記録	
● 議会基本条例	13

## 市議会の役割

### ①市議会とは

私たちの松江市を、住みよい豊かな「まち」にするためには私たち一人ひとりが「まちづくり」について、みんなで話し合っ進めていくことが、本来の市民自治の望ましい姿です。しかし、現実問題として、あらゆる方面にわたることがらを市民全員が一箇所に集まって話し合うことはできません。

そこで私たちは代表者を選び、その代表者に自分たちの代わりに、よりよいまちづくりのために働いてもらうこととなります。その代表が議員です。そして、その議員が集まって市議会を構成し、市の予算やきまり（条例）など、市政を進めるうえで大切なことを決める役割を持っています。

### ②市議会と市長

市議会は市政を進めていくうえで大切なことがらを決める議決機関です。

一方、実際の市政を進めていくのは市長です。こちらは執行機関といいます。

たとえば市長が新しい事業を行うための予算を提案しても、市議会の議決がなければ執行することはできません。市議会と市長の関係はよく車の両輪にたとえられ、両者はお互いに独立した立場にあって、協力しながら、市民にとってよりよい市政をめざしています。

## 市議会のしくみ

### ①市議会議員

議員は、市内に住んでいる満 25 歳以上で被選挙権のある人の中から、4 年ごとの選挙により選ばれています。

松江市議会の議員の定数は 34 人です。任期は 4 年です。現在の議員の任期は令和 3 年 4 月 24 日から令和 7 年 4 月 23 日までとなっています。

## ②議長と副議長

議長は市議会の代表者です。議長は議場の秩序を保ち、議事を整理して審議を円滑に進めます。また、事務局職員を指揮し、議会運営の事務にあたります。

副議長は、議長が欠けたとき、事故などで不在のときに議長のかわりをつとめます。

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。

## ③会派

議会の意思は多数決によって決められます。そこで、市政について同じような考え方や意見をもつ議員が、それらを議会の意思に反映させようとして結成したグループを、会派と呼んでいます。

現在、松江市議会には、次の会派があります。

会派名	構成人数	
松政クラブ	9人	33人
志翔の会	7人	
明政会	6人	
民主ネットワーク	4人	
公明クラブ	4人	
日本共産党松江市議団	3人	
会派に属しない議員	1人	

## ④議会事務局

議会事務局は議長の指示によって、市議会が十分に活動できるよう、議会運営の事務、会議録の調整、調査などをおこなっています。



# 市議会のしごと

## ①議決

市長や議員から出された議案などを審議して、市議会の意思を決めることを議決といいます。

議決する主なものは、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、市が結ぶ重要な契約（1億5千万円以上の工事又は製造の請負）、財産の取得・処分（2千万円以上の動産、不動産（土地は1件5千㎡以上）又は不動産の信託の受益権の売買）などです。

## ②選挙、選任・任命同意

市議会は、議長や副議長、選挙管理委員などを選挙で選びます。また、市長が副市長や監査委員を選任するとき、及び教育委員を任命するときなどに同意するか否かを決めます。

## ③市政のチェック

市政が正しく運営されているかどうかをチェックすることも市議会の大切な仕事のひとつです。本会議で一般質問を行ったり、委員会で報告を受けて質問し、問題点を指摘したりして、市政をチェックしています。

そのほか、市の事務に関する調査を行うこともできますが、この場合は重要なことがらなので、議決をしなければおこなうことができません。（地方自治法第100条調査権）

## ④意見書・要望書の提出と決議

市民の生活にかかわる重大な問題であっても、それが国や県の仕事であるため、市だけでは解決できないこともあります。

このようなときには、市議会から関係機関に対して意見書や要望書を提出して積極的な解決を求めています。また、議会の意思表示として決議をおこなうこともあります。

# 会議のあらまし

## ①定例会と臨時会

市議会には、定例会と臨時会があります。

定例会は年4回（2月又は3月、6月、9月、11月又は12月）開かれます。

臨時会は、必要に応じて開かれます。定例会も臨時会も全て市長が招集しますが、議長から議会運営委員会の議決を経て請求があったとき、または、議員定数の4分の1以上の議員から請求があったときは、市長は請求があった日から20日以内に臨時会を招集しなければなりません。（なお、市長が請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しない場合は、議長が臨時会を招集します。）

## ②本会議

本会議は、議員全員で構成され、議員定数の半分以上が出席して成立します。議案の議決など、議会の意思を決定する重要な会議です。会議は決められた議事日程により進行され、市政全般について市長に方針などを問う一般質問も行われます。

## ③委員会

市議会で取り扱う問題は数多く、内容も幅広い分野にわたっていますので、これらをいくつかの部門に分けて、専門的、能率的に審査するために委員会を設けています。

委員会には、常に設置されている常任委員会と、必要に応じて設置される特別委員会とがあります。

現在、5つの常任委員会、6つの特別委員会と議会運営委員会が設置されています。また、9月定例会には一般会計決算・特別会計決算・企業会計決算を審査する決算特別委員会が設置されます。

#### ④委員会の名称と所管事項

##### 【常任委員会】

名 称	所 管 事 項	委員定数
総務委員会	・議会、政策部、総務部、防災安全部、財政部、市民部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属すること ・他の常任委員会の所管に属さないこと	9人
教育民生委員会	福祉部、健康部、子育て部、教育委員会、市立病院の所管に属すること	9人
経済委員会	産業経済部、観光振興部、農業委員会、ガス局、交通局の所管に属すること	8人
建設環境委員会	環境保全部、歴史まちづくり部、都市整備部、上下水道局の所管に属すること	8人
予算委員会	各会計予算及び各会計予算に関連すること	33人

##### 【議会運営委員会】（委員数：10人）

議会の運営、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項を協議します。なお、委員会には、議長、副議長も出席します。

##### 【特別委員会】

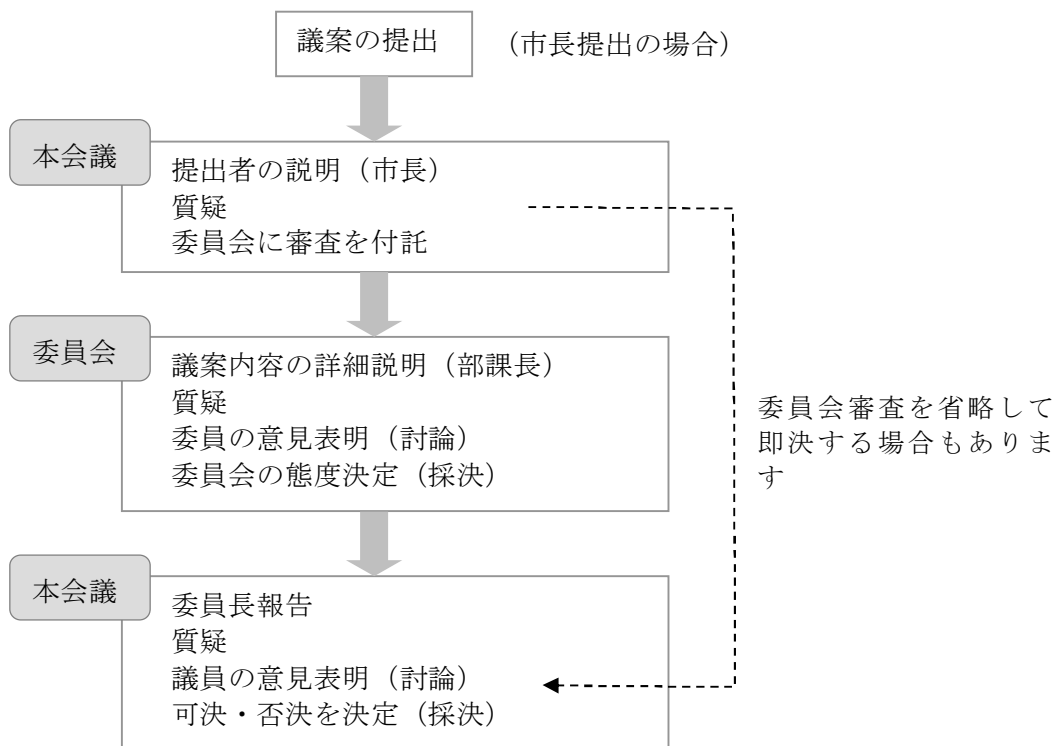
名 称	設 置 目 的	委員定数
宍道湖・中海問題等対策特別委員会	斐伊川水系の治水対策及び水質並びにそれに伴うまちづくりに関すること（令和3年5月14日設置）	9人
島根原子力発電対策特別委員会	中国電力島根原子力発電所等に関すること（令和3年5月14日設置）	9人
総合交通対策特別委員会	一畑電車問題、市内のバス交通網及び新型路面電車等に関すること（令和3年5月14日設置）	8人
まちづくり対策特別委員会	地域の特徴を生かした総合的なまちづくりの推進を図るための諸課題に関すること（令和3年5月14日設置）	8人
新庁舎建設特別委員会	松江市新庁舎建設に関すること（令和3年5月14日設置）	9人
松江市総合計画特別委員会	松江市総合計画に関すること（令和3年5月14日設置）	9人
決算特別委員会	一般会計・特別会計・企業会計決算の審査（9月定例会で設置）	議長及び議会選出監査委員を除く議員全員

## ⑤議案が成立するまで

条例、予算、契約などの議案の決定は、次のような順序で行われます。

通常、議案は本会議に提出され、そのあと委員会で専門的に話し合われます。

委員会の審査が終わると、委員長はその結果を議長に報告し、本会議で最終的な議決を行います。





## ⑥議会活動（令和2年中）

### (1) 議会の開催と会期

	会 期		本会議日数	会議時間
令和2年第1回定例会	2月26日～3月26日	30日間	5日	18時間35分
令和2年第2回定例会	6月10日～6月24日	15日間	4日	7時間30分
令和2年第3回臨時会	8月7日～8月7日	1日間	1日	0時間31分
令和2年第4回定例会	9月2日～10月9日	38日間	7日	20時間34分
令和2年第5回臨時会	11月27日～11月27日	1日間	1日	0時間10分
令和2年第6回定例会	12月2日～12月22日	21日間	5日	15時間38分
計		106日間	23日	62時間58分

### (2) 常任委員会、特別委員会等の開催状況

区 分	委員会	開催数			
		定例会	臨時会	会期外	計
常任委員会	総務委員会	6	1	1	8
	教育民生委員会	7	1	* 2	10
	経済委員会	7	0	1	8
	建設環境委員会	10	0	1	11
	予算委員会（全体会）	7	1	0	8
	総務分科会	5	0	0	5
	教育民生分科会	6	0	0	6
	経済分科会	5	0	0	5
	建設環境分科会	5	0	0	5
議会運営委員会		10	0	12	22
特別委員会	決算特別委員会（全体会）	3	0	0	3
	総務分科会	2	0	0	2
	教育民生分科会	2	0	0	2
	経済分科会	2	0	0	2
	建設環境分科会	2	0	0	2
	宍道湖・中海問題等対策特別委員会	1	0	0	1
	島根原子力発電対策特別委員会	2	0	2	4
	総合交通対策特別委員会	0	0	1	1
	まちづくり対策特別委員会	0	1	* 2	3
新庁舎建設特別委員会	2	0	6	8	
その他	全員協議会	4	0	1	5
	議会広報等委員会	1	0	11	12
計		60	4	40	104

※ 合計には予算委員会各分科会、決算特別委員会各分科会の開催数は含まない。

※ 教育民生委員会とまちづくり対策特別委員会の会期外の開催数（\*印）は、合同委員会（1回）を含む。

(3) 議決状況

①市長提出案件

	提出件数								議決結果等						
	議案			決算	承認	同意	報告	計	議決					報告	計
	条例	予算	一般						原案可決	否決	認定	承認	同意		
R2 第1回定例会	35	26	50	0	0	10	10	131	111	0	0	0	10	10	131
R2 第2回定例会	14	1	5	0	20	19	19	78	20	0	0	20	19	19	78
R2 第3回臨時会	0	1	0	0	1	0	0	2	1	0	0	1	0	0	2
R2 第4回定例会	7	9	9	14	0	0	10	49	24	1	14	0	0	10	49
R2 第5回臨時会	3	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	3
R2 第6回定例会	16	13	40	0	0	28	8	105	69	0	0	0	28	8	105
計	75	50	104	14	21	57	47	368	228	1	14	21	57	47	368
	229														

②議員提出案件

	提出件数					議決結果		
	議案				計	原案可決	否決	計
	条例	意見書	決議	規則				
R2 第1回定例会	0	3	0	0	3	2	1	3
R2 第2回定例会	0	3	0	0	3	2	1	3
R2 第3回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0
R2 第4回定例会	0	2	0	0	2	2	0	2
R2 第5回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0
R2 第6回定例会	0	1	0	0	1	0	1	1
計	0	9	0	0	9	6	3	9

③委員会提出案件

	提出件数					議決結果		
	議案				計	原案可決	否決	計
	条例	意見書	決議	規則				
R2 第1回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
R2 第2回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
R2 第3回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0
R2 第4回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
R2 第5回臨時会	0	0	0	0	0	0	0	0
R2 第6回定例会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

④その他（諮問）

	提出件数		議決結果		
	諮問	計	可決	否決	計
R2 第1回定例会	1	1	1	0	1
R2 第2回定例会	0	0	0	0	0
R2 第3回臨時会	0	0	0	0	0
R2 第4回定例会	1	1	1	0	1
R2 第5回臨時会	0	0	0	0	0
R2 第6回定例会	0	0	0	0	0
計	2	2	2	0	2

## (4) 請願・陳情

		件数			議決結果			取り 下げ	次年 へ 継続	
		前年 から 継続	新規	計	採択	不採択	計			
R2 第1回定例会	請願	0	1	1	0	1	1	0	-	
	陳情	0	1	1	0	1	1	0	-	
R2 第2回定例会	請願	-	0	0	0	0	0	0	-	
	陳情	-	0	0	0	0	0	0	-	
R2 第3回臨時会	請願	-	0	0	0	0	0	0	-	
	陳情	-	0	0	0	0	0	0	-	
R2 第4回定例会	請願	-	0	0	0	0	0	0	-	
	陳情	-	0	0	0	0	0	0	-	
R2 第5回臨時会	請願	-	0	0	0	0	0	0	-	
	陳情	-	0	0	0	0	0	0	-	
R2 第6回定例会	請願	-	0	0	0	0	0	0	0	
	陳情	-	2	2	0	2	2	0	0	
計	請願	0	1	1	0	1	1	0	0	
	陳情	0	3	3	0	3	3	0	0	

# 市民の皆さんと市議会

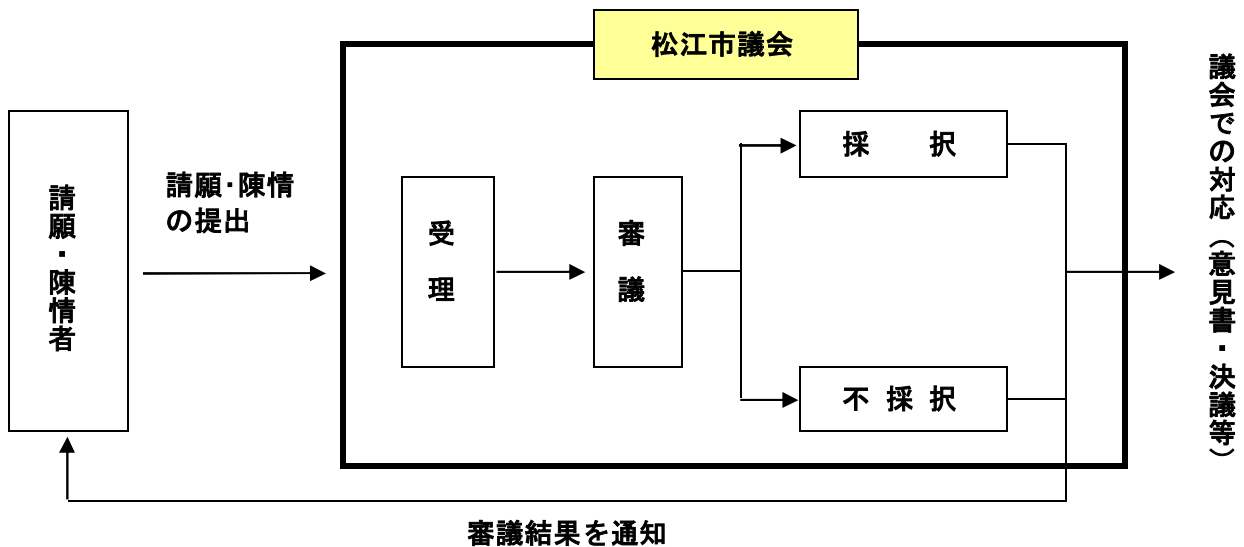
## ① 請願と陳情

市民の皆さんが日頃考えている意見や要望を誰でも市議会に出すことができます。これを請願・陳情といいます。議員の紹介があるものが請願、ないものが陳情です。

議会に出された請願・陳情は、所管の委員会で審査され、その後本会議で採択か不採択かが最終的に決められます。ただし、陳情の場合、内容によっては、議会運営委員会でその取り扱いを協議する場合があります。

本会議で請願・陳情を採択すると、市長等にその実現を要請したり関係機関に意見書を提出したりします。審査結果は、請願・陳情者の代表者に通知しています。

## ② 請願・陳情審議の流れ



## ● 請願書の様式

### 【表紙】

請願書

件名 ○○○○

紹介議員  
○○○

※請願には  
紹介議員が必要です  
※紹介議員及び請願者の  
署名または記名押印が  
必要です

### 【本文】

1 件名 ○○○○

2 要旨 ○○○○

3 理由  
(添付書類・略図・署名簿)

令和 年 月 日  
松江市議会議長  
○○○様

請願者  
住所  
氏名 ○○○○  
電話番号

## ●陳情書の様式

### 【表紙】

陳情書  件名○○○○○
--------------------

※陳情者の署名または  
記名押印が必要です

### 【本文】

1 件名○○○○○ 2 要旨○○○○○ 3 理由 （添付書類・略図・署名簿）  令和 年 月 日 松江市議会議長 ○○○様  陳情者 住所 氏名 ○○○○ 電話番号
--

## ③傍聴

本会議及び各委員会是一般に公開されており、市議会活動や施政方針などを実際に見聞することができますのでぜひ傍聴にお出かけください。

本会議場の一般傍聴席は補助席を含め70席あります（感染症対策のため、傍聴席の定員を制限させていただく場合があります）。誰でも傍聴することができますので、市役所本館正面玄関からお入りいただき、本館3階の傍聴席入口へお越しください。そこで受付票に住所、氏名などを記入してから入場してください。なお、団体で傍聴される場合は、事前に議会事務局にお知らせください。

なお、各委員会も傍聴することができます。委員会室前に置いてある受付票に記入して入場してください。なお、人数に限りがあるため、入場を制限させていただくこともあります。

## ④議会放送

毎定例会の本会議において行う一般質問をケーブルテレビで放送します。放送は、生中継と当日の午後6時からの2回、山陰ケーブルビジョンで行います。なお、市長の施政方針についても放送します。

## ⑤市議会活動の記録

本会議や委員会の記録を作成しています。

本会議のやりとりを記録した「会議録」については、情報公開総合窓口（市役所本館2階）、市立図書館、支所情報コーナー、インターネット（市議会ホームページ<http://www1.city.matsue.shimane.jp/gikai/>）で閲覧することができます。

なお、毎定例会の本会議において行う一般質問部分についてのみ、会議録がホームページに掲載されるまでの間、ケーブルテレビで中継した映像をインターネットで録画配信しています。

また、委員会の記録については、情報公開総合窓口（市役所本館 2 階）で公開しているほか、毎年 2 月又は 3 月に開催される予算委員会の記録（平成 19 年以降）と毎年 9 月に開催される決算特別委員会の記録（平成 29 年以降）はインターネット（市議会ホームページ <http://www1.city.matsue.shimane.jp/gikai/>）で閲覧することができます。

## 議会基本条例

### 経 過

地方分権時代においては、真にあるべき二元代表制における議会の役割と責任が一層大きなものとなっています。

松江市議会では平成 19 年 12 月に議会改革特別委員会を設置し、今後、議会が松江市政事務執行の監視機能、議会の立法機能、意思決定機能を十分発揮し、市民福祉の向上に積極的役割を果たし、国際文化観光都市・松江のまちづくりに寄与するとともに、市民に開かれた議会の推進を図っていくことを目指し、平成 20 年 12 月議会基本条例を制定しました。

### 目 的

議会及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、議会が市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与すること。

### 条例の概要

#### 1. 議会活動の原則

市民に信頼される議会を目指し、市民参加の機会の拡充、市長等の事務執行の監視機能及び議会の政策提言機能を発揮できるように努めること。

#### 2. 議員活動の原則

市民全体の福祉の向上を目指し、議員相互間の自由な討議を重んじること、政策立案及び政策提言能力の向上及び議案提出に努めること。

### 3. 会派の結成

議会活動の円滑化及び効率化を図るため、会派を結成することができるとするもの。

### 4. 議会への市民参加の方法

情報公開を行い、市民に対する説明責任を果たすことともに、本会議等を原則公開とし、公聴会制度及び参考人制度を活用することで議会の政策形成に反映するよう、市民参加の機会を設けるもの。

### 5. 議会報告会等に関する規定

議員と市民が市政全般にわたって情報及び意見を交換する議会報告会等の開催に努めなければならないとするもの。

### 6. 議員と市長等との関係に関する規定

質疑応答について一問一答方式ができること及び市長等が議員の質問に対して反問することができるとするもの。

### 7. 議会審議における論点整理に関する規定

市長が提案する重要な施策について、議会審議における論点を明確にするため、政策等の発生源及び提案に至るまでの経緯等5項目について明らかにするよう求めることができるとするもの。

### 8. 附属機関及び調査機関の設置に関する規定

議会活動に関し、専門的な審査または調査のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、学識経験者等により構成する第三者機関である附属機関を設置することができるとする。また、調査機関については、議会の調査機能の充実を図るため議決により設置できるとするもの。

### 9. 議会広報の充実に関する規定

市政に係る重要な情報を議会独自の観点から市民に対して周知するため、議会広報紙の発行に努めること。

なお、議会は1年に1回、この条例について目的が達成されているかどうかを検討し、必要に応じて改正することとしています。



## ○松江市議会基本条例

平成20年12月25日

松江市条例第60号

改正 平成25年2月26日条例第3号

議会は、地方分権時代にあつて、その役割や責任が大きくなり、二元代表制の下で、多様な民意を反映し、市民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、松江市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、松江市政の事務執行の監視機能、議会の立法機能及び意思決定機能を十分に発揮し、市民福祉の向上に積極的役割を果たさなければならない。

松江市議会は、自らの創意と研さんによって国際文化観光都市・松江のまちづくりに寄与するとともに、合議制機関としての特性を最大限に生かしつつ、市民に信頼される議会とするため、ここに松江市議会基本条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### (議会活動の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき議会活動を行うものとする。

- (1) 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保することにより、市民に信頼される議会を目指すこと。
- (2) 議会は、市民の多様な意見を政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会拡充に努めること。
- (3) 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務執行の監視及び評価並びに議会の政策提言を行う機能が十分に発揮できるよう努めること。

### (議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行うものとする。

- (1) 議員は、選挙によって選ばれた市民の代表であることを自覚し、地域又は支持基盤等の意向のみに拘束されることなく、市政の課題全般について市民の思いを的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 議員は、議会が言論の場であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (3) 議員は、自らの政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、研修及び研究に努めること。
- (4) 議員は、地方自治の本旨にのっとり、政策、条例、意見書等の議案を提出する努力をすること。

(議員の政治倫理)

第4条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に使用することなく、また、市民の疑惑を招くことがないように行動しなければならない。

(会派)

第5条 議員は、議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念を共有する者で構成される会派を結成することができる。

(市民参加)

第6条 議会は、情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議、委員会その他の会議(以下「本会議等」という。)を原則公開とする。

3 議会は、本会議等の運営に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民等の多様な意見又は専門的知見を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願又は陳情の審査に当たっては、必要に応じて、当該請願者又は陳情者の意見を聴くことができる。

(議会報告会等)

第7条 議会は、議員と市民が市政全般にわたって情報及び意見を交換する議会報告会等の開催に努めなければならない。

(議員と市長等との関係)

第8条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるものとする。

(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、市政に関する論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

(2) 市長等は、議長又は委員長(以下「議長等」という。)の許可を得て、議員の質問に対し反問することができる。

(議会審議における論点整理)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

(1) 政策等の発生源及び提案に至るまでの経緯

(2) 他の自治体の類似する政策との比較

(3) 市民参加の実施の有無とその内容

(4) 総合計画との整合性

(5) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

(予算及び決算における説明)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めることができる。

(討議による合意形成)

第11条 議長等は、本会議及び委員会が議員による討論の場であることを十分認識し、市長等への出席要請を必要最小限にとどめるなど、議員相互間の討議を重視した運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議又は委員会において、議員、委員会及び市長が提出する議案並びに市民提案(以下「議案等」という。)を審議し結論を出す場合は、議員相互間の十分な議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(委員会審査)

第12条 委員会は、議案等の審査において可能な限り資料等を公開することにより、市民に対して分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

(政務活動費の執行及び説明責任)

第13条 議員及び会派は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行わなければならない。

2 議員及び会派は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(附属機関の設置)

第15条 議会は、議会活動に関する審査又は調査のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第16条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助するため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の利用)

第18条 議会図書室は、議員のみならず、市民の利用に供することができる。

(議会広報の充実)

第19条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の観点から市民に対して周知するため、議会広報紙の発行に努めなければならない。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する条例、規則その他の規程を制定してはならない。

(見直し手続)

第21条 議会は、1年に1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景について詳しい説明を行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月26日松江市条例第3号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

# 議場配置図

執行部

議長      事務局長

議会事務局      執行部

執行部

執行部

執行部      副市長      市長

演壇

執行部

質問席

1	2	3	4	5
小澤 一竜	中村 ひかり	たちばな なふみ	三島 明	山根 宏

副議長

6	7	8	9	10
海徳 邦彦	村松 りえ	原田 守	舟木 健治	野々内 誠

11	12	13	14	15	16
錦織 伸行	河内 大輔	細木 明美	太田 哲	田中 肇	米田 ときこ

17	18	19	20	21	22
岩本 雅之	長谷川 修二	柳原 治	野津 直嗣	森本 秀歳	川島 光雅

	23	24	25	26	27	28
	石倉 徳章	石倉 茂美	田中 明子	吉金 隆	森脇 幸好	南波 巖

議長

29	30	31	32	33	34	
津森 良治	森脇 勇人	川井 弘光	三島 良信	三島 進	立脇 通也	

記者席

← (傍聴席入口)

傍聴席